



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 30, 2022年12月～2023年1月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2022年12月～2023年1月）

内容

| | |
|---|----|
| A: 英財務省、個人投資家向けの新たな開示規制を提案（12月9日） | 3 |
| B: EBA、サステナブル・ファイナンスに関するロードマップを公表（12月13日） | 4 |
| C: EIOPA、職域退職年金基金を対象とする気候ストレス・テストの結果を公表（12月13日） | 6 |
| D: 瑞 FINMA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる通達を最終化（12月13日） | 7 |
| E: EIOPA、2022年下半期の金融安定レポートを公表（12月15日） | 9 |
| F: BCBS、暗号資産へのエクスポージャーにかかる資本規制を最終化（12月16日） | 10 |
| G: 米 FSOC、2022年の年次報告書を公表（12月16日） | 11 |
| H: EIOPA、インフレーションに関する監督上のステートメントを発出（12月22日） | 12 |
| I: 英 PRA、2023年の保険監督の優先課題を公表（1月10日） | 13 |
| J: IAIS、2023～2024年のロードマップを公表（1月11日） | 15 |

A: 英財務省、個人投資家向けの新たな開示規制を提案（12月9日）

- 英国財務省（HMT）は、2023年3月3日を期限として、個人投資家向け開示規制の新たな枠組み案（PRIIPs規制の廃止を含む。）を市中協議に付した。同市中協議は、英国の金融サービス・セクターの改革である「エディンバラ・リフォーム」の一環として行われるもの。なお、HMTは、エディンバラ・リフォームにおける施策として、2023年初頭にグリーン・ファイナンス戦略の改訂版を公表すること、また、2023年第1四半期にはESG格付提供者に対する規制案を市中協議に付すこと、もあわせて発表した。
- 個人投資家向け開示規制の新たな枠組み案の主な内容は以下のとおり。

| | |
|------------------------|--|
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"> • 欧州のPRIIPs規制は目的適合的ではない。したがって、同規制は、個人投資家が異なる商品と比較し、また、利用可能な投資の機会を理解することを助けるという本来の目的を達成できていない。 |
| PRIIPs 規制の問題点 | <ul style="list-style-type: none"> • 高すぎる規範性（prescriptiveness）：重要情報書類（Key Information Document: KID）の様式が非常に規範的であり、投資しようとしている商品に関する投資家の理解を高めるものとなっていない。また、その規範性は、コンプライアンス・コストの増加や柔軟性の低下を生じさせている。 • 比較可能性：PRIIPs規制が対象とする商品は、ETFから複雑なデリバティブまで広範にわたることから、単一のフォーマットで比較可能性を確保しようとすることは現実的ではない。 • 譲渡可能証券の集団投資事業指令（UCITS指令）との関係：UCITS指令とPRIIPs規制は類似する商品に適用され得るものであることから、異なる開示の枠組みで規制することは適当ではない。 • パフォーマンス・シナリオ：PRIIPs規制は、KIDにおいてパフォーマンス・シナリオおよびリスク指標を示すことを求めているが、これらは時にミスリーディングな情報を提供するものとなり、問題が多い。他方で、この点については、2021年金融サービス法を改正し、英国金融行為規制機構（FCA）にパフォーマンス・シナリオ等のミスリーディングな情報を取り除く権限を付与しており、既に対応できている。 |
| 開示規制の新たな枠組みの方向性 | <ul style="list-style-type: none"> • 以下の3つの原則に従い、個人投資家向けの開示規制の枠組みを検討する。 <ul style="list-style-type: none"> - 個人投資家がエビデンス・ベースの意思決定ができるよう、明確で有用な情報にアクセスできることを確保する。 - 個人投資家が受け取る情報が、投資しようとしている商品のリスクに比例したものであることを確保する。 - 個人投資家に代替的な選択肢を提供するとともに、金融機関の負担を軽減する。 • 柔軟性の確保：リスクが高く、複雑な商品については、より規範的な開示の要件を設ける一方、多くの商品についてはより柔軟な要件とする方向で検討する。 • 比較可能性：コストなど、一定の情報の開示については標準化が必要であるものの、基本的には、PRIIPs規制が意図しているような比較可能性は適当ではない。 |

インプリケーション：顧客への情報提供、特に、重要情報シートについては、日本においても、金融審議会市場ワーキング・グループの報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」（2020年8月）の中で、「重要情報シートが積極的に用いられることが望ましい」と述べられているほか、同グループの顧客本位タスクフォースが2022年12月に公表した中間報告では、重要情報シートの記載事項とされているいくつかの情報項目についてはルール化されるべきである、との意見も示されている。欧州大陸においてもPRIIPs規制の見直しに向けた検討が行われているところ、英国における今般の動きも日本の今後の規制の動向に影響を与え得るものであると思料される。

（出所）HMT ‘PRIIPs and UK Retail Disclosure’

B: EBA、サステナブル・ファイナンスに関するロードマップを公表（12月13日）

- 欧州銀行監督機構（EBA）は、サステナブル・ファイナンスとESGリスクに関するワークプランを示したロードマップを公表した。同ロードマップは、EBAが2019年に公表したサステナブル・ファイナンスに関するアクション・プランに換わるもの。
- 同ロードマップは、ESGリスクおよびサステナブル・ファイナンスに関するEBAの活動を、①透明性と開示、②リスク管理と監督（移行計画を含む。）、③エクスポージャーの健全性監督上の取扱い、④ストレス・テスト、⑤基準とラベル（labels）、⑥グリーンウォッシング、⑦監督上の報告、⑧ESGリスクとサステナブル・ファイナンスのモニタリングの枠組み、の8つの分野に分類し、各分野の具体的な取組みを整理している。主な内容は以下のとおり。

| 分野 | 目的 | 具体的な取組み |
|---------------------|------------------------------------|--|
| 透明性と開示 | 情報へのアクセスを改善し、市場規律を高める。 | <ul style="list-style-type: none"> 第3の柱における開示：EBAは、ESGリスクの開示テンプレートの作成を継続する。その中では、気候以外のESGリスクの指標の開示などについても検討する。 証券化関連の開示：欧州監督当局（ESAs。EBA、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、証券化されたエクスポージャーによってファイナンスされた資産が気候およびその他のサステナビリティ要因に与える負の影響についてSTS（simple, transparent and standardised）証券化のオリジネーターが開示する情報を標準化する、規制上の技術的基準（RTS）を最終化しているところ。 |
| リスク管理と監督 | ESG要素とリスクをリスク管理と監督に取り込む。 | <ul style="list-style-type: none"> EBAは、2024年の最終化を目指し、①ESGリスクの特定、測定、管理およびモニタリングに関するガイドライン、②監督上のレビューと評価のプロセス（SREP）におけるESGリスクの取扱いに関するガイドライン、をそれぞれ策定しているところ。前者には、金融機関の移行計画や内部のストレス・テストへのESG要素の取込みにかかる要件、後者には、SREPにおけるESGリスクの取扱いにかかるより詳細な要件、がそれぞれ盛り込まれる予定。 |
| エクスポージャーの健全性監督上の取扱い | 環境・社会リスクをより良くとらえるために高度化し得る分野を特定する。 | <ul style="list-style-type: none"> EBAは、環境・社会目的と相当程度（substantially）関係している、あるいは、環境・社会インパクトを受ける資産や活動にかかるエクスポージャーを健全性規制の枠組みの第1の柱で取り扱うことの妥当性を検討することを求められている。EBAは、2023年中を目途に、本件にかかる最終報告を行うことを予定している。 |

| | | |
|-----------------------------|---|--|
| ストレス・テスト | 銀行の脆弱性を特定するため、ESGリスクをストレス・テストの枠組みの中に段階的に取り込む。 | <ul style="list-style-type: none"> EBAは、気候変動が銀行セクターに与える潜在的な影響を定期的に評価するための共通のメソドロジーを策定する。また、EBAは、気候変動のみならず、ESG要素の長期的な負の影響に対するレジリエンスを検証する指針を提供するため、銀行のストレス・テストに関するガイドラインのレビューを行うことを予定している。さらに、EBAは、他のESAsと共同で、まずは気候リスクに焦点を当て、監督上のESGストレス・テストのためのガイドラインを策定する。 |
| 基準とラベル | サステナブルな銀行商品のための定義とメソドロジーをサポートする。 | <ul style="list-style-type: none"> EBAは、グリーンな証券化のための枠組みを設けることは時期尚早ではあるものの、EUのグリーン・ボンド基準規制案を、一定の調整を加えた上で、証券化にも適用するよう提言している。また、EBAは、EUのグリーンなシンセティック型証券化市場の動向をモニタリングする意向があるほか、サステナビリティ・リンク債券が規制上の目的を満たすために発行される場合、その動向のモニタリングを継続し、必要に応じて、追加的なガイダンスの策定を検討する。 EBAは、2022年11月の欧州委員会（EC）からの要請を受け、グリーンな個人向けローンやグリーンな住宅ローンの定義を設けることのメリットを検討するほか、個人やSMEsがそうした商品にアクセスし易くなる方策を検討する。その他、中期的には、ECおよび他のESAsとともに、サステナブル・ローンや債券のEU基準の必要性を検討することが期待されている。 |
| グリーンウォッシング | グリーンウォッシングの主要な特性等を特定し、監督上の枠組みとの関係を整理する。 | <ul style="list-style-type: none"> ECは、ESAsに対して、グリーンウォッシングにかかる情報の提供を要請したところ¹。 |
| 監督上の報告 | ESGリスクに関する情報を監督上の報告に取り込む。 | <ul style="list-style-type: none"> EBAは、ESGリスクの監督上の報告のためのテンプレートの作成を2023年から開始する。 |
| ESGリスクとサステナブル・ファイナンスのモニタリング | 重要なESGリスクやサステナブル・ファイナンスの進展をモニタリングする。 | <ul style="list-style-type: none"> EBAは、重要なESGリスクを評価し、サステナブル・ファイナンスの進展をモニターするためのモニタリング・システムの開発にかかる準備作業を開始したところ。まずは、データ・ニーズと入手可能性の評価に注力して取り組みを進める。なお、同モニタリングの枠組みは、初期段階では内部のモニタリング・ツールとして使用されるものの、将来的には、より標準化された公開のデータや情報ツールを開発するために利用され得る。 |

インプリケーション：具体的な取組みの中には、資本規制（第1の柱）、リスク管理およびストレス・テスト（第2の柱）、

¹ 同要請については、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 29, 2022年11月～12月）」記事Bを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202212_ins_regulation.pdf

開示（第3の柱）など、保険セクターの健全性規制にも関連するものも多数含まれることから、銀行セクターにおける議論の進展を注視していくことは有意であると考えられる。

（出所）EBA ‘The EBA publishes its roadmap on sustainable finance’

C: EIOPA、職域退職年金基金を対象とする気候ストレス・テストの結果を公表（12月13日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、欧州の職域退職年金基金（Institutions for Occupational Retirement Provisions：IORPs）セクターを対象とする第1回目の気候ストレス・テストを実施し、その結果を公表した。主な内容は以下のとおり。

| | |
|--------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 気候変動にかかる移行リスクがIORPの財政状態に与える影響を推計することを通じて、環境リスクに対するIORPのエクスポージャーを評価すること。 |
| シナリオ | <ul style="list-style-type: none"> 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）の無秩序な移行シナリオ（2030年まで施策が講じられないシナリオ）をベースとするシナリオ。EIOPAが、欧州システミック・リスク理事会（ESRB）および欧州中央銀行（ECB）と共同で開発。 |
| 参加国 | <ul style="list-style-type: none"> セクターとしての総資産が50億ユーロ超のIORPセクターを有する18のEEAメンバー国から、187のIORPsが参加。 うち、9か国の63のIORPsは確定給付企業年金（DB）資産についてのみ、8か国の25のIORPsは企業型確定拠出年金（DC）資産についてのみ回答。（ストレス・テストの対象となったDB総資産は1.7兆ユーロ、DC総資産は0.2兆ユーロ。） |
| アプローチ | <ul style="list-style-type: none"> 各国の評価基準に基づいてIORPsが作成する自国のバランスシート（national balance sheet: NBS）と、資産および負債を市場価格で評価する共通のバランスシート（common balance sheet: CBS）の2つの異なるバランスシートをベースに、影響を分析。 |
| 主な発見事項 | <ul style="list-style-type: none"> 資産価値は、欧州レベルで12.9%（2,550億ユーロ）減少（CBSベース）。国債は平均で10%減価、不動産は0.6%増価。（なお、IORPsの総資産は約1.9兆ユーロ。うち、88%がDB、12%がDCの資産。資産の内訳では、38%が債券（うち、6割が国債）、30%が株式、8%が不動産、12%がファンド。） 産業セクター別に見ると、鉱業・採石業、石油精製、非金属鉱物製造、電気・ガス、陸上・パイプライン輸送の5セクターが最も大きな影響を受ける。例えば、鉱業・採石業の社債価格は25%超、株価は38%それぞれ低下する。 責任準備金への影響については、平均で11%準備金が減少する。DCの場合、資産の減価と負債の減価は高い相関関係にある。 純資産の額について、DBではその額は750億ユーロ減少。その結果、ファンディング比率はベースライン・シナリオの119.9%から2.9ポイント（CBS）（NBSの場合は122.7%から2.5ポイント）低下する。 その他、主な定性的な情報は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - IORPsの9割以上が投資方針の決定においてESG要素を勘案している。他方で、リスク管 |

| | |
|--|--|
| | <p>理の一環として環境ストレス・テストを行っているIORPsは14%にとどまる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大多数のIORPsは、投資においてESG要素を勘案する際、タクソノミーやサステナブル・ファイナンス開示規制（SFDR）などの基準、外部のESG格付等のガイダンスを利用している。 |
|--|--|

インプリケーション：本ストレス・テストの結果について、EIOPA議長は、「資本への影響は対応可能な水準であるものの、金利の上昇による負債の減少に助けられている側面もあるほか、資産の減価は同セクターの気候変動に対する脆弱性を示すものである。」と述べている。金利の上昇にかかる論点は保険セクターにも関係するポイントであるなど、年金セクターにおける気候ストレス・テストの進展も注目に値するものと考えられる。

（出所）EIOPA ‘EIOPA’s first IORPs climate stress test shows material exposure to transition risks’

D: 瑞 FINMA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる通達を最終化（12月13日）

- スイス連邦金融市場監督機構（FINMA）は、オペレーショナル・リスクとレジリエンスにかかる銀行向けの通達（Circular）を最終化した。同通達は、2024年1月から施行される。同通達は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が2021年3月に公表したオペレーショナル・レジリエンスに関する原則も踏まえたものである。主な内容は以下のとおり。

| | |
|------------------|---|
| オペレーショナル・リスク管理全般 | <ul style="list-style-type: none"> • 取締役会は、オペレーショナル・リスクの管理の基本原則を承認する。それには、ICTリスク、サイバー・リスク、重要なデータにかかるリスク、事業継続管理（BCM）の設計と実施から生じるリスク、クロスボーダー・サービス事業から生じるリスクを含む。 • 取締役会は、少なくとも年に1度、オペレーショナル・リスクのリスク許容度（risk tolerance）を承認する。また、取締役会は、ICT、サイバー・リスク、重要なデータ、BCMにかかる戦略を定期的に承認し、その適用状況をモニターする。 • 執行役員会（executive board）は、オペレーショナル・リスクが特定され、評価され、制限され、モニターされていること、および、オペレーショナル・リスク管理の実効性が定期的にレビューされることを確保する。 |
| ICTリスク管理 | <ul style="list-style-type: none"> • 変更管理（change management）は、ICTの開発もしくは調達すべてのフェーズについて、手続き、プロセスおよび統制を定義しなければならない。 • 金融機関は、ICT資産にかかる一つ以上のインベントリを作成しなければならない。インベントリは、重要なデータの保存場所にかかる情報を含むものであり、また、定期的にアップデートされるものでなければならない。 • 金融機関は、重大なICTインシデント（外部のサービス・プロバイダへの依存やグループ内のアウトソーシングから生じるものを含む。）に対応するための手続き、プロセスおよび統制を整備しなければならない。 |
| サイバー・リスク管理 | <ul style="list-style-type: none"> • サイバー攻撃を受けた場合、金融機関はFINMAに対して、24時間以内に最初の通知を、72時間以内に報告書の提出を行わなければならない。金融機関は、すべての対応を終えた後、根本原因を包括的に分析し、その結果をFINMAに提出しなければならない。 • 執行役員会は、脆弱性評価やペネトレーション・テストが定期的に行われることを確保しなければならない。 |

| | |
|--------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> リスクベースで、脅威インテリジェンスに関連するシナリオのサイバー演習を実施しなければならない。 |
| 重要なデータ・リスクの管理 | <ul style="list-style-type: none"> 執行役員会は、重要なデータの機密性、完全性および可用性を確保するための枠組みを構築し、その遵守状況をモニターしなければならない。 金融機関は、重要なデータを特定し、また、そのデータを、ライフサイクルを通じて管理しなければならない。 重要なデータを処理あるいは閲覧できるサービス・プロバイダを選定する際、十分なデュー・ディリジェンスが行われなければならない。 |
| 事業継続管理 | <ul style="list-style-type: none"> すべての関係する事業および組織分野は、事業インパクト分析において、重要なプロセスとそのためにより必要なリソース（人員、設備、情報、ITシステム等）を特定しなければならない。 金融機関は、特定された重要なプロセスについて、リカバリ・タイム目標（RTO）とリカバリ・ポイント目標（RPO。データが失われた場合に最大限許容できる時間。）を定義しなければならない。RTOおよびRPOは、サービス・レベル・アグリーメント（SLA）において規定されなければならない。 金融機関は、計画の発動要件や意思決定のプロセスを明記した、少なくとも一つの事業継続計画（BCP）を策定し、また、BCPの一部として、少なくとも一つの災害復旧計画（DRP）を策定しなければならない。許容できる残余リスクは、適切に文書化されなければならない。BCPおよびDRPの実施、ならびに、危機対応部署の機能は、定期的に評価されなければならない。 |
| オペレーショナル・レジリエンスの確保 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、重要な機能とその中断（disruption）に対する許容度を特定し、取締役会の承認を得なければならない。取締役会は、オペレーショナル・レジリエンスを確保するためのアプローチを定期的に承認し、モニターしなければならない。 重要な機能には、①中断が生じた場合に金融機関の業務の継続や金融市場における役割、ひいては、金融市場の適切な機能を脅かし得る活動、プロセスおよびサービス、②システム上重要な機能、が含まれる。 金融機関は、重要な機能のインベントリを作成し、少なくとも年に1度、レビューしなければならない。インベントリには、重要な機能を提供するために必要な重要なプロセスおよびリソースの間の相互関係とともに、重要な機能に中断が生じた場合の許容度を含まなければならない。 |

インプリケーション：金融機関のオペレーショナル・レジリエンスについては、例えば、英国健全性監督機構（PRA）が2021年3月に規制を最終化している²ほか、オーストラリア健全性規制機構（APRA）は2022年7月に規制案を公表³している。今般FINMAが最終化した通達は、銀行のみを対象とするという点においてPRAおよびAPRAの規制（後者は案）とは異なるものの、①オペレーショナル・レジリエンスの確保のために取締役会の関与を求めている点、②重要なビジネスやサービス、オペレーションを特定し、甚大かつ生じ得るシナリオの下でそれらが中断した場合に許容できる期間を明確にすることを求めている点

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Gを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 25, 2022年7月～8月）」記事Gを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202208_ins_regulation.pdf

等において、監督当局が求める事項は概ね共通しているものと見受けられる。日本では、金融庁が2022年12月、「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」（案）を市中協議に付しているものの、これら諸外国の動向を勘案すると、日本の金融機関には、オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けたより一層の対応が求められるようになるものと考えられる。

（出所）FINMA ‘FINMA publishes Circular “Operational risks and resilience – banks”’

E: EIOPA、2022 年下半期の金融安定レポートを公表（12 月 15 日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2022年下半期の金融安定レポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

| | |
|------------------------|---|
| <p>全般</p> | <ul style="list-style-type: none"> 2022年の欧州における国家間紛争に関し、これまでのところ、保険会社および年金基金への直接的な影響は極めて限定的である。他方で、将来の化石燃料の価格の高騰などが経済や金融マーケットに副次的な影響を与えることは否定できない。 |
| <p>マクロ経済の動向</p> | <ul style="list-style-type: none"> 金融マーケットにおけるインフレーション予想は比較的安定しているものの、その不安定化（de-anchoring）や賃金物価のスパイラルの可能性が高まる懸念もある。 EUにおける経済成長の見通しは大きく悪化している。IMFは、2023年のユーロ圏の成長見通しを本年1月の2.5%から0.5%に引き下げている。 ドイツの10年国債の金利は、-0.18%（1月）から2.11%（9月）に上昇している。これは、ソルベンシーIIのリスク・フリー・レート（RFR）にも影響を与えており、ユーロの20年のRFRは0.46%（2021年12月末）から2.25%（2022年8月）に上昇している。他方で、金利の上昇がどの程度続くのかは不確実である。 |
| <p>保険会社への影響</p> | <ul style="list-style-type: none"> インフレーションと金利の上昇という環境は、①支払い保険金および費用の増加、②保険契約者の購買力の低下、③新契約の減少と既契約の解約の増加、④割引率の上昇による純資産の増加、⑤流動性リスクの上昇、という5つのチャンネルを通じて保険会社に影響を及ぼし得る。 EUにおけるマクロ経済環境は不確実であり、また、債券価格の潜在的なボラティリティも高まっていることから、EEAにおける保険会社や年金基金の状況は注意深くモニタリングされる必要がある。金利が上昇傾向にあることから、金利リスクをヘッジしている保険会社はマージン・コールに直面している。 保険会社のソルベンシー・ポジションは引き続き堅調である。2022年第2四半期末における生命保険会社のSCR比率は237%（前年同期比+21ポイント）、損害保険会社のそれは215%（同-3ポイント）である。 保険会社および年金基金は、ここ数年、投資ポートフォリオにおけるプライベート・エクイティ（PE）の割合を増加させている。他方で、PEファンドは、保険会社に対する投資により一層興味を示すようになっている。高予定利率の保険負債ポートフォリオを持つ生命保険会社は、低金利下において資本の効率性を高めるため、そうしたポートフォリオをバランスシートから分離している。PEファンド等のポートフォリオの購入者は、再保険の活用や非伝統的資産への投資を通じてリターンを得ようとしているものの、そうしたビジネス・モデルには本来的なリスクがある。 |

| | |
|--|---|
| | インフレーションと金利の上昇によって、PEファンドが保険セクターのビジネスを手放す可能性もあり、その結果、保険契約者が不利益を被ることも生じ得る。EIOPAは、こうしたビジネス・モデルの監督を強化するようメッセージを発信している。 |
|--|---|

インプリケーション：インフレーションと金利の上昇が保険会社に影響を及ぼし得る5つのチャンネルは、日本の保険会社にも関連するものと考えられる。その他、EIOPAが、保険会社のレガシー・ポートフォリオの売却について引き続きウォーニングを発している点は注目に値する。生命保険会社によるレガシー・ポートフォリオの売却が保険契約者の保護を損なうこととならないよう、日本においても、監督当局による十分な精査が行われることが期待される。

(出所) EIOPA 'Financial Stability Report December 2022'

F: BCBS、暗号資産へのエクスポージャーにかかる資本規制を最終化（12月16日）

- パーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2022年6月に第2回目の市中協議に付した「銀行の暗号資産に対するエクスポージャーにかかる健全性基準上の取扱い」を監督基準として最終化した。同基準は、2025年1月に施行される予定。同基準の概要は以下のとおり。

| | |
|----------------|---|
| 暗号資産の分類 | <ul style="list-style-type: none"> 暗号資産は、以下の2つに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> グループ1の暗号資産：すべての分類要件（classification conditions）を満たす暗号資産。グループ1の暗号資産は、トークン化した伝統的な資産（グループ1a）と実効的な安定化メカニズムを有する暗号資産（グループ1b）とに分類される。 グループ2の暗号資産：分類要件のいずれかを満たさない暗号資産。グループ2の暗号資産は、ヘッジ認識基準（hedging recognition criteria）を満たす暗号資産（グループ2a）とそれを満たさない暗号資産（グループ2b）とに分類される。 |
| 分類要件 | <ul style="list-style-type: none"> 要件1：暗号資産は、①トークン化した伝統的な資産である、または、②その価値を伝統的な資産もしくは伝統的な資産のプールに連動させる上で常に有効な安定化メカニズムを有する。 要件2：暗号資産の取極めから生じるすべての権利、義務および利害が明確に定義され、また、当該資産が発行され、償還されるすべての国・地域において法的に執行可能である。さらに、適用可能な法的な枠組みは、決済の完了性を確保する。この要件が満たされていることを確保するため、銀行には、暗号資産の取極めについて法的なレビューを行い、また、要請に応じて、当該レビューの結果を監督当局に提出することが求められる。 要件3：暗号資産の機能およびそれを運営するネットワーク（分散型台帳もしくはそれに類似する技術を含む。）は、重要なリスクを十分に低減し、また、管理するために設計され、運営される。 要件4：暗号資産の償還、移転、保管もしくは決済の完了を行い、または、準備資産を管理もしくは運用する者は、①規制・監督され、もしくは、適切なリスク管理の基準に従い、かつ、②包括的なガバナンスの枠組みを構築し、開示しなければならない。 |
| 資本要件 | <ul style="list-style-type: none"> グループ1の暗号資産：現行のパーゼル規制の枠組みで定める原資産のリスク・ウェイトに即した資本賦課。インフラストラクチャーに脆弱性が認められる場合には、リスクのアドオン |

| | |
|--|---|
| | <p>(infrastructure risk add-on)。</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ2の暗号資産：100%（グループ2a）もしくは1250%（グループ2b）の資本賦課。なお、グループ2の暗号資産へのエクスポージャーの総額は、Tier 1資本の2%を超えてはならず、また、通常は、1%より低い水準にあるべきである。 |
|--|---|

- また、BCBSは、同日に公表した2023～2024年の作業プログラムと戦略上の優先事項において、①エマージング・リスクとホライゾン・スキニング、②ファイナンスのデジタル化、③気候関連の財務リスク、④現行の基準とガイダンスのレビュー、⑤実施と評価、の5つを挙げた。そのうち、②および③の概要は以下のとおり。

| | |
|--------------|---|
| ファイナンスのデジタル化 | <ul style="list-style-type: none"> BCBSは、銀行システムへの新規参入者の出現、人工知能や機会学習の利用、ビッグ・データとガバナンスの取極め等の技術的な進展について分析し、レポートを作成するほか、Banking as a Serviceが銀行監督にもたらす示唆についても分析する。また、暗号資産にかかる健全性基準の実施状況をモニターするとともに、2023年末までに、ステーブルコインのグループ1bへの分類要件等のレビューを行う。 |
| 気候関連の財務リスク | <ul style="list-style-type: none"> BCBSは、現行のバーゼル規制の枠組みにおいて重要なギャップが存在するか否かを評価し、その結果を踏まえ、第1の柱における気候関連の財務リスクへの対応の必要性を検討する。また、銀行の移行計画や気候シナリオ分析の利用にかかる追加的なガイドラインの要否について検討する（第2の柱）ほか、ISSB基準を踏まえた銀行に固有の開示要件を策定する（第3の柱）。 |

インプリケーション：BCBSによる暗号資産エクスポージャーにかかる資本規制は、将来的には、保険セクターにおける資本規制にも影響するものと推察される。また、BCBSが戦略上の優先事項において取り上げている人工知能や機械学習、ビッグ・データの利用にかかるガバナンスは、保険セクターにも共通する課題であると考えられることから、銀行セクターにおける今後の規制の動向を注視していくことが重要であると思料される。

（出所）BCBS ‘Prudential treatment of cryptoasset exposures’

G: 米 FSOC、2022 年の年次報告書を公表（12 月 16 日）

- 米国金融安定監督評議会（FSOC）は、2022年の年次報告書を公表し、その中で、米国の金融セクターの5つの分野における14の脆弱性を特定した。それらの脆弱性にかかる主な内容は以下のとおり。

| | |
|-------|---|
| 財務リスク | <ul style="list-style-type: none"> FSOCは、商業用不動産、住宅用不動産、非金融機関の借入、短期大口調達市場、デジタル資産の市場および信用リスクに関係する脆弱性を認識している。 デジタル資産に関し、FSOCは、10月に公表したレポートにおいて、適切な規制が無いままに伝統的な金融システムとの相互関連性や規模が拡大する場合には、暗号資産の活動は米国の金融システムの安定にリスクをもたらし得ると結論付けている。FSOCは、暗号資産にかかる規制上の裁定に対応するための手段を提供するための法令を制定すること、また、暗号資産の活動の規制・監督のケイパビリティを向上すること等を提言する。 |
| 金融機関 | <ul style="list-style-type: none"> FSOCは、①大規模な銀行持株会社（BHCs）、②投資ファンド（ヘッジ・ファンド、オープンエンド・ファンド、いくつかの集団投資ファンドおよびMMF）、③中央清算機関（CCPs）の3種の |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>金融機関に関連する脆弱性を認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> FSOCは、①銀行および銀行監督当局が資本の十分性を評価し、また、銀行監督当局が銀行のノンバンク金融機関（NBFIs）へのエクスポージャーのモニタリングを継続すること、②米国証券取引委員会（SEC）およびその他の関係する当局が投資ファンドの脆弱性に対応するための追加的な施策の要否を検討すること、③米国商品先物取引委員会（CFTC）、連邦準備制度およびSECがシステム上重要なCCPsの監督において継続的に協力すること、等を推奨する。 |
| 金融マーケットの構造 | <ul style="list-style-type: none"> FSOCは、国債市場、代替参照金利、ノンバンク金融機関による金融サービスの提供に関連する脆弱性を認識している。 FSOCは、同じリスクを有する活動が同じ規制に服することを確保するため、メンバー機関がそれぞれの権限を行使すること等を提言する。 |
| オペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスク | <ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティとサードパーティ・サービス・プロバイダが大きな脆弱性の2つ。 FSOCは、関係する機関が、情報共有の方法を注意深く検討することを推奨し、また、サイバーセキュリティに関連する金融安定のリスクを理解し、軽減するための追加的な作業をサポートする。 FSOCは、連邦の銀行監督当局がサードパーティ・サービス・プロバイダの検査において協力し、また、州当局間の情報共有をサポートするための追加的な方法を設けることを支持する。FSOCは、連邦住宅金融庁（FHFA）、全米協同組織金融機関監督庁（NCUA）およびその他の関係する機関が、サードパーティ・サービス・プロバイダが銀行に提供する特定のサービスを検査するための十分な検査および執行権限を持つことを確保する法令を議会が可決することを提言する。 |
| 気候関連の財務リスク | <ul style="list-style-type: none"> FSOCは、メンバー機関が、気候関連のデータ・ギャップに対応し、一貫した、比較可能な、意思決定に有用な開示を促進し、気候関連の財務リスクと脆弱性の評価を推進し、気候関連の財務リスクをリスク管理の実務や金融機関の監督に取り込むために取組みを継続することをサポートする。 |

インプリケーション：米国の金融セクターにおける潜在的な脆弱性を網羅的にまとめた、興味深い報告書である。米国においても、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスが大きな課題の一つとして認識されていることは、サイバーや外部委託にかかるリスクも含めたオペレーショナル・レジリエンスにかかる今後のグローバルな規制の動向といった観点からも注目に値する。

（出所）FSOC ‘Financial Stability Oversight Council Releases 2022 Annual Report’

H: EIOPA、インフレーションに関する監督上のステートメントを発出（12月22日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、インフレーションに関する監督上のステートメントを発出し、保険負債の計算や資産の評価、ソルベンシー資本要件においてインフレーションを勘案することを求めた。主な内容は以下のとおり。

| | |
|----|--|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> インフレーションが保険事業に与える最も直接的な影響は、保険金の支払い額の増加である。他方で、責任準備金や資本要件、資本管理ツール、リスク管理方針などへの評価も検討されるべきである。 |
|----|--|

| | |
|-----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 本ステートメントは、保険会社によるソルベンシーIIの計算をサポートする目的で発出されるもの。 |
| 責任準備金への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 多くのメンバー国では、過去20年以上にわたってインフレ率が低位で推移したこともあり、最良推計の計算においては、インフレーションを明示的に調整しない手法が採られてきている。他方で、現在のインフレーションのトレンドを勘案すると、これまでと同様の手法を用いるのでは責任準備金の額が過少に評価され得ることとなる。 保険会社は、インフレーションの期待が引き続き現実的なものであるかどうかを再評価するなど、責任準備金の評価においてインフレーションが適切に勘案されていることを確保すべきである。 |
| 資産運用への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 保険会社が資産の評価において時価に基づかない評価手法（代替的手法）を用いている場合であって、その手法がインフレーションを勘案するものでない場合、資産は過大に評価され得る。 代替的手法を用いている保険会社は、資産の額が正しく評価されることを確保するため、その評価手法やパラメータに調整の余地が無いかどうかを評価すべきである。 |
| SCRへの影響 | <ul style="list-style-type: none"> ソルベンシー資本要件（SCR）の計算に内部モデルを用いている保険会社は、インフレーションに関するパラメータに調整の余地が無いかを評価すべきである。標準フォーミュラを用いている保険会社は、SCRの計算が自らのリスク・プロファイルから著しく乖離していないかどうかを評価すべきである。 |
| その他の要素 | <ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、将来の費用の見積りを調整するためにタイムリーなアクションを講じ得る。また、インフレーションの水準やボラティリティが高い場合、現在のストレス・シナリオが引き続き適切であるかなど、リスク管理体制のレビューを行うことは有用である。 保険会社が講じるすべての関係する施策は、ORSAに適切に反映されるべきである。 監督当局は、通常の監督上のレビューのプロセスにおいて、保険会社のガバナンスやリスク管理態勢を評価する際、保険会社がインフレーションの影響をリスク管理の枠組みにおいてどのように評価しているかをモニターすることが期待される。 |

インプリケーション：英国健全性監督機構（PRA）も、インフレーションが損害保険会社に与え得る影響について、同様の監督上の期待を示している⁴。欧米とはインフレーションの水準は異なるものの、日本の保険セクターにも関係するテーマであると考えられることから、日本の保険会社には、少なくともORSAにおいてその影響を分析し、必要な施策を講じることが期待される。また、日本において経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることとなる場合には、監督当局には、保険会社の財務の健全性を確保するため、市場の環境が大きく変化するような場合などにおいて、より機動的な対応が求められるようになるものと推察される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA publishes supervisory statement on inflation’

I: 英 PRA、2023 年の保険監督の優先課題を公表（1 月 10 日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、2023年の保険監督の優先課題を示したレターを保険会社に対して発出した。主な内容は以下のとおり。

⁴ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 28, 2022 年 10 月～2022 年 11 月）」記事 F を参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202211_ins_regulation.pdf

| | |
|------------------------|--|
| 財務上のレジリエンス | <ul style="list-style-type: none"> 英国の厳しい経済見通しは、保険セクターに様々な影響を与え得る。 生命保険会社については、内部で格付け、評価される資産への投資の集中は、信用および集中リスクを増大させ得る。生命保険会社には、ストレス・テストを通じて資本の十分性を確保することが期待される。 損害保険会社については、インフレーションが支払い保険金に引き続き影響を及ぼす。損害保険会社には、保険料の設定、責任準備金の評価、事業計画および資本計画において、インフレーションを勘案することが期待される。 |
| リスク管理 | <ul style="list-style-type: none"> 外部要因の不確実性が高まる中、保険会社は、市場および信用リスクの状況に対応できるべきである。保険会社には、信用スプレッドの拡大、格付の引下げ、デフォルトの観点から、信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクの管理のケイパビリティを評価することが期待される。保険会社は、また、内部モデルが引き続き妥当なものであるかどうかを再評価することが期待される。 生命保険会社による年金のバルク購入（bulk purchase annuity: BPA）に対するリスク・アパタイトが高まっている。保険会社には、BPAの増加に対応したリスク管理を行うことが期待される。 保険会社には、市場の機能不全に対する流動性ソースのレジリエンスを検証し、また、リスク管理目的のデリバティブの利用から生じ得る流動性需要を再評価することが期待される。 |
| 再保険リスク | <ul style="list-style-type: none"> PRAは、引き続き高い水準にある長寿リスクの再保険や「資金提供型再保険（funded reinsurance）」の出現が、保険契約者の保護を損なうことがないかどうかを注視している。特に、PRAは、再保険の増加により、国外に移転されているカウンターパーティ集中リスクが顕在化する可能性があると考えている。 保険会社は、再保険期間にわたる再保険会社のレジリエンスとともに、集中リスクの顕在化による大規模な出再解除（recapture）の影響を検討する必要がある。 PRAは、再保険にかかる追加的な規制の必要性を検討する。 |
| オペレーショナル・レジリエンス | <ul style="list-style-type: none"> 今後3年間、保険会社は、PRAのオペレーショナル・レジリエンスに関する監督上のステートメント⁵に規定しているように、一定のストレス下において「影響の許容度（impact tolerances）」内で業務を継続できることを示すことができる必要がある。PRAは、保険会社が設定する影響の許容度の適切性等を検証する。 保険会社は、サードパーティ・サービス・プロバイダに依拠している場合、重要な事業サービスを影響の許容度内で維持できることを確保しなければならない。そのため、保険会社には、外部委託とサードパーティ・リスク管理に関する監督上のステートメント⁶に示されている監督上の期待を満たしていることを示すことができるべきである。 |

⁵ 同ステートメントの概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Gを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf

⁶ 同ステートメントの概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Hを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf

| | |
|---------|--|
| 市場からの退出 | <ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、PRAの規則によって、市場からの秩序立った退出ができるよう、破綻処理に備えておくことが求められている。PRAは、保険会社の退出計画（exit plan）にかかる要件を2023年中に市中協議に付す予定である。 |
| その他の分野 | <ul style="list-style-type: none"> PRAは2023年、保険会社に対して、非自然の巨大災害リスク（サイバーを含む。）の管理の高度化を求めていく。 気候変動リスクへの対応に関し、保険会社には監督上の期待を満たすことが期待される。PRAは、保険会社の対応が十分でない場合に備え、利用可能な監督上のツールについて検討を継続する。 |

インプリケーション：PRAが示した優先課題のうち、資金提供型再保険（funded reinsurance）の利用や年金のバルク購入（BPA）などは、日本では未だ大きな課題としては顕在化していないものと思われる。他方で、特に前者については、再保険マーケットのグローバルな特性を踏まえると、近い将来において監督上の懸念となる可能性も否定できない。日本の監督当局には、保険会社の再保険取引に一層の注意を払うことが期待される。

（出所）PRA ‘Letter from Charlotte Gerken and Shoib Khan ‘Insurance Supervision: 2023 priorities’

J: IAIS、2023～2024年のロードマップを公表（1月11日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）が公表した2023～2024年のロードマップについて、5つのハイレベル・ゴール（HLG）のうち、HLG 1～3にかかる主な作業計画の概要は以下のとおり。（※HLG 4（基準の実施状況の評価と実施の支援）、HLG 5（IAISの活動の透明性およびステークホルダーとの対話）は省略。）

| HLG | 主な作業計画 |
|-------------------------------|---|
| HLG 1 グローバル・マーケットの動向の評価と対応 | <ul style="list-style-type: none"> グローバル・モニタリング・エクササイズ（GME） <ul style="list-style-type: none"> 個社モニタリング（individual insurer monitoring: IIM）の評価メソッドロジーのレビュー（2023年）。 補足的指標としての流動性指標のIIMへの取込み。信用リスクにかかる追加的な補足的指標の策定（2023年）。サイバー・リスクや気候リスクなどのエマージング・リスクにかかる補足的な指標の検討。 2023年のGMEにおけるサイバー・リスクのデータ収集の高度化（2023年）。 マクロプルデンシャル分析 <ul style="list-style-type: none"> ①インフレーションおよび金利引上げが保険セクターに与える影響（特に、信用リスクと流動性リスクの観点から）、②PEファンドの関与、クロスボーダー再保険、高リスク資産への投資などの保険セクターの構造的な変化、の2つのテーマにかかる評価の継続。 |
| HLG 2 国際基準の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ICS <ul style="list-style-type: none"> PCRとしてのICS（GAAPプラスや内部モデルを用いた資本要件の計算手法等を含む。）に関する市中協議の実施（2023年Q3）。 ICSとの比較可能性の評価に用いるアグリゲーション・メソッド（AM）の定義、ハイレベルな原則および基準（criteria）の公表（2023年Q1）、および、比較可能性評価の開始（同年後半）。 |

| | |
|---|--|
| <p>HLG 3</p> <p>好事例の共有等</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 気候関連のリスク <ul style="list-style-type: none"> - 気候関連のリスクをガバナンスと事業活動において勘案することを保険会社に求めることを明確にすることを目的とした、関係するICPのアップデートおよび補足的なペーパーの市中協議の実施（2023年Q4）。 • 保険のプロテクション・ギャップ <ul style="list-style-type: none"> - 自然災害および災害リスクにかかるプロテクション・ギャップへの対応における監督当局の役割に関するレポートの公表（2023年Q4）。 • デジタル・トランスフォーメーション <ul style="list-style-type: none"> - 人工知能（AI）および機械学習（ML）にかかる各国のガイダンスのレビュー、ならびに、グローバルなガイダンスの作成の必要性の検討。 • オペレーショナル・レジリエンス <ul style="list-style-type: none"> - 2022年に市中協議に付したオペレーショナル・レジリエンスに関する論点書の最終化（2023年Q2）、および、さらなる作業の要否の検討。 • 再建および破綻処理 <ul style="list-style-type: none"> - 破綻処理における保険契約者保護スキーム（PPS）に関する論点書の最終化（2023年Q4）。 |
|---|--|

インプリケーション：IAISが公表した主な作業計画のうち、最も注目に値するものの一つは、2023年第3四半期に予定されているPCRとしてのICSに関する市中協議の実施であると言える。他方で、気候リスクへの対応やオペレーショナル・レジリエンスにかかるIAISの取組みは、例えば銀行セクターや主要国におけるそれらの取組みと比して進捗のペースが緩やかであると感じられる。今後は、それらの分野にも十分なリソースが割かれることが期待される。

（出所）IAIS ‘IAIS 2023-2024 Roadmap outlines two-year workplan addressing key risks and trends in the insurance sector’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301